

市内各医療機関 代表者 様

大阪府堺市保健医療協議会
救急医療体制調整部会
部会長 横田 順一郎

「傷病者の搬送及び受入れの実施基準【大阪府堺市圏域版】」
救急非告示医療機関リストについて（通知）

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は、堺市域における医療業務にご尽力いただき御礼申し上げます。

昨今、全国で救急搬送件数が増えており、中でも大阪府は全国と比較し軽症者が多くなっています。救急隊が初期救急対応の搬送先選定時、受入協力医療機関を増やすため、救急非告示医療機関（救急告示医療機関以外の医療機関）リストを作成することといたしました。同リストは、救急隊の迅速な初期救急対応の搬送先決定に活用させていただきます。

現在、堺市では救急搬送時に適切な医療機関を選定できるよう、「傷病者の搬送及び受入れの実施基準【大阪府堺市圏域版】」（大阪府が作成した「傷病者の搬送及び受入れの実施基準」に準拠）の医療機関リストを使用して、救急業務を遂行しています（資料 1 堺市 HP 参照）。救急搬送時には、同リストから搬送先選定を行い、傷病者を救急告示医療機関へ搬送していました。

一方、他圏域では救急非告示医療機関リストを作成し、初期救急対応の搬送先については救急非告示医療機関への搬送実績があることから、堺市圏域においても、初期救急対応の搬送先について、同様のリストを作成することといたしました（救急非告示医療機関リストのイメージ：資料 2 堺市 HP 参照）。

つきましては、救急非告示医療機関リストへの掲載をご検討いただき、掲載を希望される場合は下記の要領で申請いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 申請方法

申請書等は、堺市 HP からダウンロードいただけます。

URL : <https://www.city.sakai.lg.jp/kenko/iryokusuri/iryoy/kinkyubyoin/qqhikokuji.html>

【提出期限】令和 7 年 9 月 1 2 日（金）

【提出方法】「救急業務協力申請書（救急非告示医療機関用）」を E-mail にて提出。

【提出先】大阪府堺市保健医療協議会事務局（堺市 健康福祉局 健康部 健康医療政策課）

E-mail : kenki@city.sakai.lg.jp



2. 「傷病者の搬送及び受入れの実施基準【大阪府堺市圏域版】」救急非告示医療機関リストの掲載基準

・診療科目は、「救急業務協力申請書（救急非告示医療機関用）」記載の「※対象診療科目」にあるもの。

・下記の項目に同意できること。

- ① 「傷病者の搬送及び受入れの実施基準【大阪府堺市圏域版】」に基づき、救急非告示医療機関として初期診療の受入れをすること。（資料 3、7 頁（図表 4）救急医療機関リストの枠組み（概念図） 堺市 HP 参照）
- ② 申請内容に基づき、堺市消防局救急隊が搬送する初期救急対応医療機関の候補となり、受入要請されること。

3. 注意事項

- ・申請後、申請内容等を確認させていただいた上で掲載可否を決定します。
- ・同リストは、堺市消防局が救急業務として傷病者を搬送する際に使用するためのものであり、市民が直接医療機関を受診する際に使用されるものではありません。
- ・現在、「傷病者の搬送及び受入れの実施基準【大阪府堺市圏域版】」は大阪府 HP に公開され、医療機関リストは大阪府、掲載医療機関及び堺市消防局に共有されています。同リストも同様の取扱いとなる予定です。

4. 掲載までのスケジュール

①提出期限

令和7年9月12日（金）

②掲載可否の決定及び通知

令和7年10月頃

③医療機関リストへの掲載及び同リストの共有（大阪府・掲載医療機関・堺市消防局）

令和7年11月頃

5. その他

- ・提出期限後に、診療体制の変更等で受入可能な診療科目等が生じた場合は、下記事務局連絡先までご連絡いただければ、随時、同リストの掲載可否について審議させていただきます。
- ・本通知以降は、同リスト掲載医療機関に対し、変更等がないか照会させていただきます（年1回、8月頃）。

6. 資料一覧（堺市 HP からご確認ください）

・資料 1

「傷病者の搬送及び受入れの実施基準【大阪府堺市圏域版】」の医療機関リスト

・資料 2

救急非告示医療機関版 医療機関リスト（イメージ）

・資料 3

「傷病者の搬送及び受入れの実施基準【大阪府堺市圏域版】」

・資料 4

大阪府「傷病者の搬送及び受入れの実施基準（本則）」

・資料 5

大阪府「傷病者の搬送及び受入れの実施基準（細則）」

【連絡先】

大阪府堺市保健医療協議会事務局
（堺市 健康福祉局 健康部 健康医療政策課）
担当：米田・奥井・辻
〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号
T e l : 072 (248) 6004
F a x : 072 (228) 7943
E-mail : kenki@city.sakai.lg.jp

※本件の事務局は、堺市で実施しています。